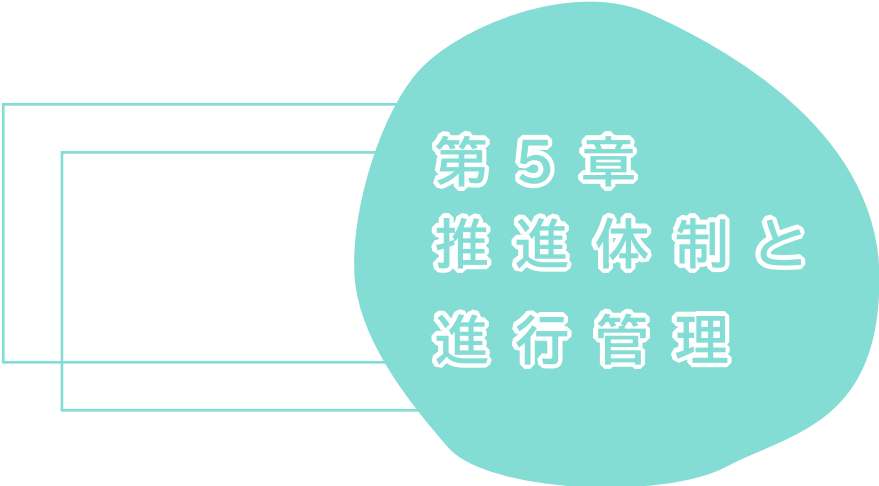




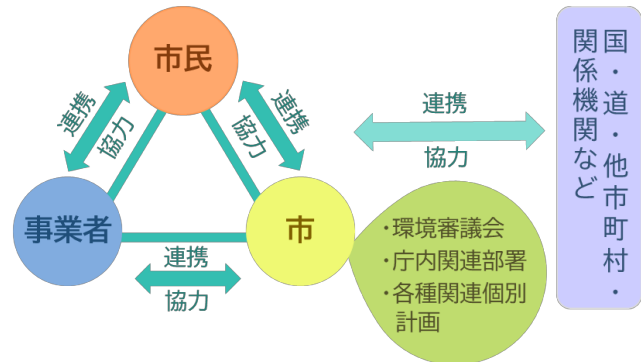
第5章 推進体制と 進行管理

第 5 章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

(1) 市、事業者及び市民

本計画の環境像に向けて、市、事業者及び市民の3者が、それぞれの責務に応じた役割分担と協働により、環境の保全及び創造に向けて自主的かつ積極的に取り組みます。



(2) 環境審議会及び庁内関係部署

環境に関する基本的な事項について調査・審議する環境審議会の意見や、環境部門のセクションだけではなく、関係する部署との連携、各種関連個別計画などを踏まえて進めます。

(3) 国・道・他市町村・民間企業

市単独より広域的な取り組みを進めることで、効率的かつ効果的となる取り組みについては、国・道・他市町村の他、民間企業などとの連携により進めます。

2 計画の進行管理

本計画は、関連する個別計画において示される具体的な施策や事業の方向性となるよう、5つの分野における「目指す姿（長期的な目標）」と「施策の方向」を示したものです。

本計画の進行管理は、それぞれの個別計画で設定される目標や成果指標、関連施策の実施状況等を検証・評価し、PDCA サイクル※により管理を行います。また、その結果は、毎年発行する「環境白書」により公表します。

3 施策の推進に向けた SDGs の視点

本計画は、SDGs 達成との関係を位置づけ、5つの分野それぞれの「目指す姿（長期的な目標）」と SDGs の各ゴールに対する関係を示しています。（「資料編」P86）

本計画の各分野の施策の方向性は、環境分野の側面から 11 のゴールに対して関連があり、各分野が様々なゴールに関連していることが見えてきます。環境保全対策は1つの取り組みが1つの結果に繋がるだけでなく、生物多様性や資源循環、地球温暖化対策など、様々な分野に渡り結果が繋がることになります。

本計画で示した施策の方向に基づき、関連する各種個別計画による具体的な取り組みが進められますが、この SDGs で示すゴールやターゲットも見据えて進行管理を行うことも必要です。

※PDCA サイクル：事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進めるための手法の一つであり、Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（見直し）の4段階を繰り返し、元の計画に反映させていくことで、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの